

# 平成30年第7回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年7月25日(水) 午後4時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員13名

1番 坂下 正幸	8番 田中 喜義	(欠席)
2番 石倉 稔	9番 新澤 晟	16番 新谷 義治
3番 谷内 吉夫	10番 岩坂 一明	(欠席)
4番 山本 秀夫	11番 山崎 覺治	
5番 森谷 正美	(欠席)	
6番 安 津久人	13番 東 克芳	
7番 向面 正一	(欠席)	

### (2) 欠席委員

14番 大宮 正 15番 森山 博

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (2) 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第23号 農用地利用集積計画について
- (4) 議案第24号 輪島農業振興地域整備計画の変更について

## 7 報告事項

- (1) 報告第20号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第21号 非農地証明願について
- (3) 報告第22号 農地の形状変更について

## 8 議事

開会 15:55 閉会 16:38

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第7輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号1番 坂下 正幸 委員及び 議席番号2番 石倉 稔 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第21号】の農地法第4条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第21号の農地法第4条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。  <b>【議案第21番、1番を議案書をもとに朗読】</b>  転用目的は自己住宅建設です。合計2筆303㎡で内訳は畑が303㎡です。申請地については農地の広がり10ha未満であることから第2種農地と考えており、また集落に接続しているものであることから妥当と

	<p>考えております。</p> <p>なお、議案第 22 号の農地法 5 条の転用申請の 4 番と併せて転用を行います。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 6 番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>議席番号 6 番の安です。先日 23 日に森谷職務代理、森山委員、新谷委員と松下行政書士と事務局で現地調査をしました。申請箇所は地図にもあるとおり河原田小学校の後ろであり、能越自動車の代替という事で自己住宅建設の転用です。面積が狭いという事で先ほど説明がありましたとおり、第 5 条申請の 2 筆と併せて転用するものです。周囲はほとんど申請者の土地であり、一部集落の方が作付けしているところもありますが、承諾済という事でありますので問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 2 1 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 2 1 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 2 2 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 5 ページをご覧ください。議案第 22 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 4 件です。</p>

**【議案第 2 2 番、1 番から 4 番を議案書をもとに朗読】**

合計 6 筆 4,041 m<sup>2</sup>で内訳は田が 1,514 m<sup>2</sup>、畑が 2,527 m<sup>2</sup>です。

1 番については、農振農用地でありましたが、農業用施設用地に用途変更しております。また、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と考えており、また農業用施設（乾燥調整施設）に供することから妥当と考えております。

2 番については、平成 28 年 9 月 14 日付けで許可しておりましたが、6 月 29 日付けで猛禽類保護活動家の反対により期間内に事業が行えないと言う事で許可取り消しがされておりますが、現在は猛禽類保護活動家の反対もない事から再度申請に至ったものです。なお、農振農用地ですが 3 年以内の一時転用であるため妥当と考えております。

3 番については、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と考えており、また集落に接続しているものであることに加え、申請地以外では代替性がない事から妥当と考えております。

4 番については、議案第 21 号の農地法第 4 条の許可申請と一体です。以上です。

議 長 それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 5 番 森谷 正美委員よりご意見をお願いいたします。

森谷委員 5 番森谷です。午前中も申請者と話したところ、国の事業という事で内示が出ているが本決定はまだ出ていないという事です。先ほど見たとおり隣が石川サンケンの工場で周りの両側は農道となっておりますので耕作には何ら影響はありませんが、サンケンさんの方が音が結構やかましいです。今度、乾燥施設を建てれば結構な音になるのかと思っておりますが、音についてはサンケンさんの方が音が大きいので、一番心配しているのは粉じんの設備がどうなるのか懸念しているところです。個人で建てるのではないですから防塵施設はいいものになると思っております。という事でよろしく申し上げます。

議 長 申請番号 2 番については事務局からの説明とおりとします。次に申請番号 3 番について地区担当委員議席番号 1 番 坂下 正幸 委員よりご意見

をお願いいたします。

坂下委員 1番坂下です。先だって23日に森谷職務代理、森山委員、新谷委員と松下行政書士と事務局と譲渡人の妹さんとで現地調査をしました。申請地は今年の2月に現地確認を行いまして許可が下りたところを分筆した残りです。残りの部分でしたので2月に申請した隣接地は基礎もしてあり今月にもとりかかれそうな具合でした。許可が下り次第建設したいと妹さんが話していました。3面が道路という便の良い土地になりましたので、田でなくなるのはもったいないですが周りも住宅が建設されておりますので許可をよろしくお願いします。以上です。

議長 申請番号4番については事務局からの説明とおりとします。それではこれより質疑を許します。

坂下委員 2月に現地確認した際に不法投棄され、石倉委員からも指摘のあった件ですが、それから1週間ほどの間に不法投棄した方に指導したところ1ヶ月以内に除去し土も入れ、不法投棄については片付いていることを報告します。

議長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。  
【議案第22号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」との声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって【議案第22号】は、原案どおり可決決定いたします。  
次に、市長より提出のあった【議案第23号】の農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。今月は3件です。

**【議案第23番、1番から3番を議案書をもとに朗読】**

合計 7 筆 3,375 m<sup>2</sup> で内訳は田が 3,375 m<sup>2</sup> で、作物別では水稲 3,048 m<sup>2</sup>、野菜が 327 m<sup>2</sup> です。以上です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

森谷委員 申請番号 3 番の町野町金蔵の件ですが、11 ヶ月となっておりますがその後の事について聞いていますか。作らなかつたら荒廃してしまいそうですので。

事務局 補足で説明いたしますが、社会福祉法人という事で通常よくある農業生産法人とは違っており、県にも確認したところですが、農地法施行令により社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が農地を業務の運営に必要な場合認められており、今回障害者が自立するために施設の利用者が主にねぎを作りたいと計画を出して頂いており、貸出人ともまずは 1 年やってみてはという事で貸借されたそうです。また、管理する方も柳田にある施設の職員で決まっておりますので、栽培が上手い事いけば来年以降も継続すると思います。夏の時期ですので草刈りなどの管理も早く初めて欲しいと聞いております。以上です。

議 長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。  
【議案第 23 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員 （「異議なし」との声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって【議案第 23 号】は、原案どおり可決決定いたします。  
次に、市長より提出のあった【議案第 24 号】の輪島農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書 16 ページをご覧ください。計画変更の概要です。

**【議案第 24 号を議案書をもとに朗読】**

今回の変更については、農用地区域からの除外はなく、農用地区域への編入が西山町〇〇ほか 42 筆 11,909.30 m<sup>2</sup>で変更の理由としては中山間地域等直接支払・多面的機能支払制度の対象農地とするためです。

なお、南志見地区の 8 筆 1,366 m<sup>2</sup>は中山間地域等直接支払・多面的機能支払制度の対象農地とするため、門前地区の 12 筆 6,295 m<sup>2</sup>は中山間地域等直接支払制度の対象農地とするため、本郷地区の 23 筆 4,248.30 m<sup>2</sup>は多面的機能支払制度の対象農地とするためです。

以上です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質疑なし)

議 長 他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第 24 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員 (「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって【議案第 24 号】は、原案どおり可決決定いたします。

次に【報告第 20 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事 務 局 議案書 21 ページをお開きください。報告第 20 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 3 件です。

**【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】**

合計 70 筆 16,857.91 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 12,546.91 m<sup>2</sup>、畑が 4,311 m<sup>2</sup>です。以上です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各委員	(意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですのでそれでは【報告第20号】を終わります。 次に【報告第21号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書25ページをお開きください。報告第21号非農地証明願承認についてです。今月は3件です。  <b>【議案書にもとづいて、非農地証明願の内容を朗読】</b>  以上合計3筆172.91㎡で内訳は田が96.91㎡で畑が76㎡です。 1番については申請者の先代が昭和50年頃に周囲の山林化に伴い植林したものです。 2番と3番についてこれまで市道敷であり、今回区域変更に伴う廃道が決定したことによるものです。監理課にも確認しております。 以上です。
議長	それでは、申請番号1番について地区担当委員議席番号1番坂下正幸委員よりご意見をお願いいたします。
坂下委員	先だって23日に森谷職務代理、森山委員、新谷委員と谷内行政書士と事務局で現地調査をしました。申請人ですが、お父さんが2年ほど前に亡くなりまして申請地を調べに行ったら地目は畑になっているが山になっているという事で私が呼ばれ、2~3回行き、事務局とも相談したところ今月の申請に至りました。何度も話を聞きながらとなりましたが、畑として登記されているが現地は山なのでそのようにしてほしいとの事でしたので非農地として問題ないと思います。よろしく願います。
議長	申請番号2番と3番については事務局からの説明とします。 それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)



---

議 長	質疑がないようですのでそれでは【報告第 2 1 号】を終わります。 次に【報告第 2 2 号】の農地の形状を変更することについて受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 29 ページをお開きください。報告第 22 号農地改良届出についてです。今月は 1 件です。  <b>【議案書にもとづいて、農地改良届出の内容を朗読】</b>  以上 1 筆 76 m <sup>2</sup> で内訳は田が 76 m <sup>2</sup> です。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですのでそれでは【報告第 2 2 号】を終わります。 「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については今月はありません。
議 長	それでは第 7 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

---

平成30年7月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

1 番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

2 番

\_\_\_\_\_